

## (次期) 北九州市障害者支援計画「基本的な施策」のポイント (第一部会)

### 1 基本目標 I 安心して暮らすための支援体制の整備

障害のある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

これにより、障害のある人が望む住み慣れた地域で、生涯を通じて、安心して暮らすことのできる社会を目指します。

[ 対象となる分野 ]

1. 生活の支援（障害福祉サービスの充実）
2. 保健・医療の推進（重度障害者、難病施策の推進）
3. 地域包括ケアシステムの構築（地域移行支援、相談体制の充実）

### 2 「基本的な施策」のポイント（今後さらに力を入れていく主な施策）

#### 〈分野1：生活の支援〉

##### （1）意思決定支援の推進

障害のある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、可能な限り本人が自ら意思決定できるような支援

- 障害のある人の意思の確認、意思決定が反映されたサービス等利用計画等の作成、モニタリングと評価及び見直し等

##### （3）障害のある子どもに対する支援の充実

障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

- 障害のある子どもとその家族に対する身近な地域での支援、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援等

#### 〈分野3：地域包括ケアシステムの構築〉

##### （1）地域移行支援・地域生活支援の充実

障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」の生活の安心を見据えた総合的な支援の仕組みづくりと障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築

- 緊急時の受け入れ・対応、家庭訪問や見守り体制などの地域体制づくりの検討等

〔参考〕平成28年度障害児・者実態調査（抜粋）

〈分野1：生活の支援〉

(1) 意思決定支援の推進

【引越し希望の理由】

〈複数回答〉(%)

第1節 暮らしの状況  
2. 住まいについて  
3) 引越しについて

	身体障害 (n=317)	知的障害 (n=95)	精神障害 (n=250)	発達障害 (n=24)	難病患者 (n=26)
家が狭い	21.5	25.3	23.6	37.5	11.5
家が古い	27.8	27.4	25.6	37.5	30.8
バリアフリーになっていない	29.7	12.6	11.6	0.0	26.9
交通の利便性が悪い	16.1	16.8	18.4	16.7	23.1
日常の買い物が不便	17.4	12.6	15.2	8.3	23.1
医療や福祉サービスが受けにくい	3.5	2.1	6.0	0.0	3.8
家賃が高い	16.1	14.7	16.4	8.3	15.4
近隣とのトラブル	8.8	11.6	19.2	12.5	0.0
自立したい	6.9	20.0	26.0	12.5	7.7
その他	19.9	21.1	25.2	16.7	0.0

第2節 支援体制と障害福祉サービス

5. 障害福祉サービスの利用について

4) 障害福祉サービス等の利用状況と満足度

		満足度(%)				
		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病
介護給付サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	90.1	95.8	85.0	60.0	66.7
	重度訪問介護	91.7	100	100	—	100
	同行援護	93.8	60	100	100	100
	行動援護	91.7	100	85.7	80.0	—
	重度障害者包括支援	88.2	81.25	100	83.3	—
	短期入所	89.5	90	83.3	58.3	—
	療養介護	86.4	64.3	100	—	—
	生活介護	97.0	95.5	92.9	100	100
	施設入所支援	97.0	90	90.9	100	—

## 〈分野1：生活の支援〉

### (3) 障害のある子どもに対する支援の充実

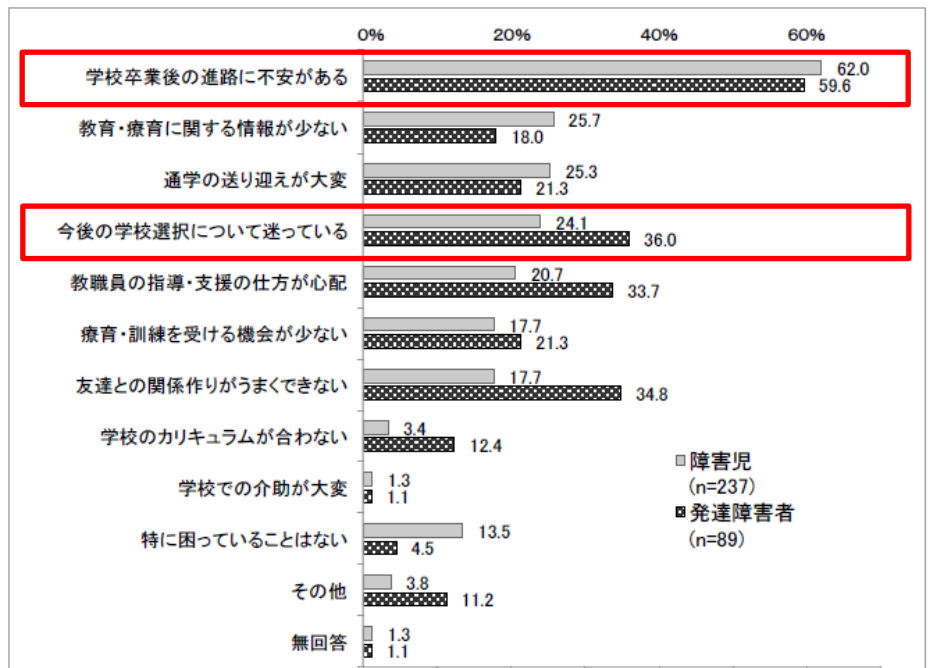
#### 第3節 日中活動と就労、社会参加

【学校での困りごと（障害児・発達障害者）】

〈複数回答〉

##### 1. 学校や教育について

##### 3) 学校での困りごと



#### 第5節 市制への要望、意見

##### 1. 保護者への質問

【障害のある子どもを持つ家族に対して必要な支援】

〈複数回答〉 (%)

	障害児 (n=237)	発達障害 (n=120)
早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制	67.9	65.0
義務教育から高等教育や就職まで切れ目なく相談できる体制	79.7	81.7
障害のある子どもを持つ保護者の経験を共有する機会	51.1	44.2
通園、通学の支援	48.1	41.7
医療的ケアの必要な障害児の在宅での支援	21.9	11.7
休日でも、子どもを日中預けることができる支援の充実	42.2	32.5
保護者の就職活動や兄弟児の学校行事などで利用できる日中一時支援事業（日帰りショート）の充実	38.4	34.2
保護者が病気のときなど、緊急時に対応してもらえる体制	52.3	50.8
障害のある子どもの兄弟姉妹への支援	44.3	39.2
子どもの障害について知識を得るための専門研修など	35.9	48.3
その他教育に関する相談支援	7.6	15.0
その他保護者の就労支援	8.9	5.8
その他家族等の負担を軽減する支援	17.3	15.0
日々の心配ごとや将来への不安を軽減する支援	19.8	22.5
その他の支援	4.6	5.8
新たな支援の必要は無い	0.4	0.8
わからない	2.5	2.5
無回答	1.7	5.0

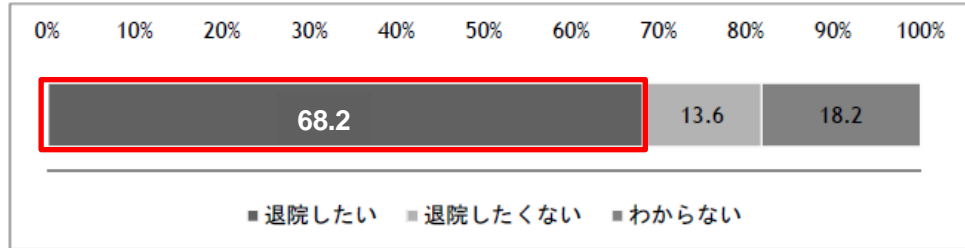
### 〈分野3：地域包括ケアシステムの構築〉

#### (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実

##### 第1節 暮らしの状況

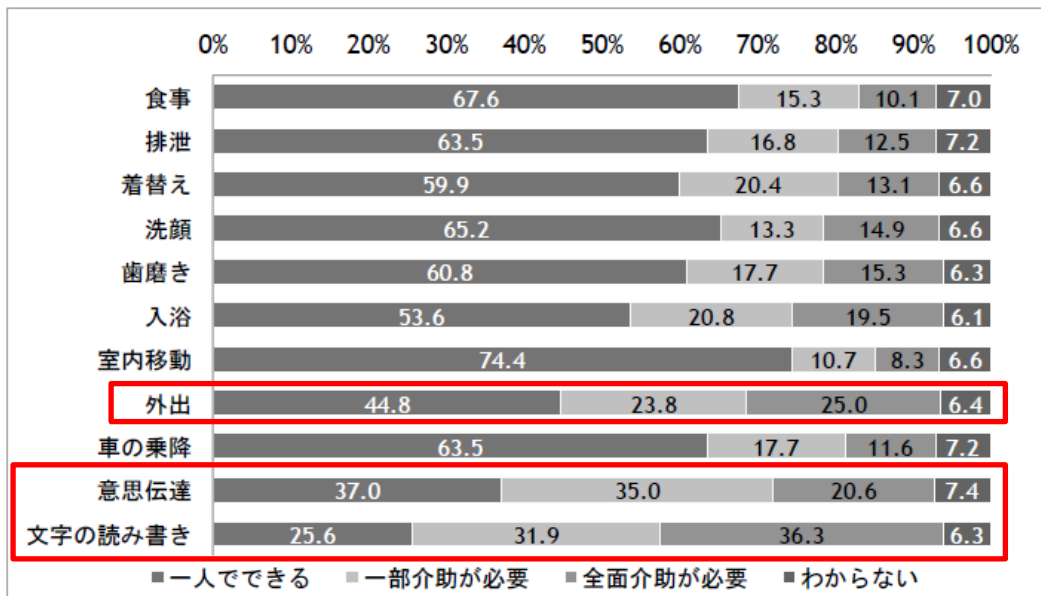
##### 4. 入院・入所状況について

##### 4) 退院希望の有無について



##### 6. 暮らしについて

##### 1) 介助の必要性；知的障害者の日常生活動作（ADL）



##### 5) 介助者について

【主たる介助者の年齢】

(%)

	身体障害 (n=621)	知的障害 (n=344)	精神障害 (n=398)	障害児 (n=180)	発達障害 (n=112)	難病 (n=39)
10歳代	0.5	0.6	1.8	0.0	0.0	0.0
20歳代	1.9	0.9	4.3	3.3	0.9	0.0
30歳代	5.3	1.7	8.8	27.8	18.8	5.1
40歳代	11.6	11.3	12.1	57.8	44.6	17.9
50歳代	21.9	25.6	18.3	11.1	23.2	15.4
60歳代	29.3	29.4	28.4	0.0	9.8	28.2
70歳以上	26.4	25.9	21.6	0.0	0.9	30.8

12) 地域で生活していくために必要な支援

	身体障害 (n=1284)	知的障害 (n=543)	精神障害 (n=735)	障害児 (n=237)	発達障害 (n=120)	難病 (n=89)
1位	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けられる体制 (38.2%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けられる体制 (53.2%)	経済的な負担の軽減 (42.0%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けられる体制 (63.7%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けられる体制 (75.0%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けられる体制 (43.8%)
2位	経済的な負担の軽減 (32.6%)	経済的な負担の軽減 (35.9%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けられる体制 (38.8%)	経済的な負担の軽減 (51.9%)	生活訓練や就労支援 (48.3%)	経済的な負担の軽減 (42.7%)
3位	家族の負担軽減 (27.5%)	家族の負担軽減 (30.9%)	家族の負担軽減 (27.5%)	生活訓練や就労支援 (51.9%)	家族の負担軽減 (46.7%)	家族の負担軽減 (40.4%)
4位	在宅でも適切な医療ケアなどが得られるような支援 (21.3%)	障害者に適した住居の確保 (23.4%)	生活訓練や就労支援 (16.5%)	家族の負担軽減 (50.6%)	経済的な負担の軽減 (43.3%)	在宅でも適切な医療ケアなどが得られるような支援 (38.2%)